



# 日本の森林を元気にする

産業界からの提案

# 「国産材マーク」

「国産材」マーク制度は、国産材の製品であることを表示するマークの適切な使用を通じて、国民に広く国産材利用の意義・重要性を普及啓発し、国産材の利用促進と消費者の製品選択を促し、我が国の森林再生に資することを目的として創設するものです。

2013年8月8日に「国産材マーク推進会」を発足しました。

## 対象品目

丸太、製材、合板、集成材、繊維板、LVL、防腐木材  
複合フローリング、単層フローリング、プレカット材

## 国産材マークの効果

国産材  
利用PR

※1  
国産材マークは、「**国産材を使うこと**」のPRになります。

森林を  
元気に!

国産材を使うことで、※2  
「**日本の森林が元気**」になります。

消費者へ  
商品  
アピール

「**環境意識の高いエンドユーザーへ商品を  
アピール**」できます。

※1 マーク使用料は**無料**です(申請手数料、マーク普及協力費のみ実費)。

※2 森林再生(生物多様性の保全、水源涵養、CO<sub>2</sub>吸収、土壌保全、土砂災害防止、快適環境の形成、保健・レクリエーション機能、地域活性化、雇用創出等)、地球温暖化の抑制(CO<sub>2</sub>吸収、炭素貯蔵、化石燃料代替等)、地域・生活環境の向上(景観性向上、居住環境向上、ヒートアイランド緩和等)



## 国産材マーク使用許諾団体

全国木材組合連合会	日本繊維板工業会	日本木材防腐工業組合
全国森林組合連合会	全国LVL協会	全国木造住宅機械プレカット協会
国産材製材協会	日本フローリング工業会	全国天然木化粧合板単板工業協同組合連合会
日本合板工業組合連合会	日本複合床板工業会	大分県木材協同組合連合会
日本集成材工業協同組合		

(平成 25 年 11 月現在)

## 国産材マーク推進会・国産材マーク審査会 組織

- 国産材マークを推進するために、「国産材マーク推進会」と「国産材マーク審査会」を設けています。
- 「国産材マーク推進会」は、「使用許諾部会(A会員)」、「普及部会(B会員)」から構成されます。
- 使用許諾部会(A会員)は国産材マークの使用を許諾し、普及部会(B会員)はマークの普及を推進します。

使用許諾部会 (A会員) 木材関連団体	「使用許諾部会」は、以下の活動を行います。 ① 国産材マークの使用許諾を通じて、国産材マークの普及を推進する ② 国産材マークの使用許諾運行の円滑化に関わる検討を行う また、使用許諾部会に属する「A会員(事務局支部)」は、以下の活動を行います。 ① 国産材マークの使用許諾を通じて国産材マークの使用を奨励する ② 国産材マークの普及に協力する ③ 国産材利用の推進、我が国の木材自給率の向上、及びこれらによる森林再生の意義について工法・啓発活動を行う
普及部会 (B会員) JAPIC 森林再生事業化委員会 委員および委員の推薦する者	「普及部会」は、以下の活動を行います。 ① 国産材マークの普及を推進する ② 国産材マークの普及活動につき企画運営を行う ③ 国産材利用推進の意義について広報・啓発活動を行う また、普及部会に属する「B会員」は、以下の活動を行います。 ① 国産材マークの普及に協力する ② 国産材利用の推進、我が国の木材自給率の向上、及びこれらによる森林再生の意義について広報・啓発活動を行う ③ B会員の内外において国産材を使用した製品の開発・販売を推進し、国産材の消費拡大のための活動を行う
国産材マーク審査会	「国産材マーク審査会」は、国産材マークの社会的信用を確保するため、マークを使用する企業が「国産材」マーク使用許諾規約及び国産材マーク使用基準、その他の規則類に違反していると疑われた際に、違反の有無につき審査を行います。



## 注意事項

- ① マークは、「国産材マーク」と「普及用国産材マーク」の2種類あります。
- ② 「国産材マーク」および「普及用国産材マーク」を使うには、事前の許諾が必要です。
- ③ マークの無断使用および虚偽記載は禁じられています。

協力 | 西村あさひ法律事務所  
商標登録 (登録第 5598999 号)